

2018年2月13日

消費者庁食品表示企画課
課長 赤崎 暢彦様

食のコミュニケーション円卓会議
代表 市川まりこ

意図せざる混入率が5%以下の場合の表示案について意見書

遺伝子組換え作物が5%超混入したものは「遺伝子組換え不分別」と表示することが義務化されていますので、分別生産流通管理された遺伝子組換え作物の混入率5%以下のものについて、あえて分別生産流通管理されたことを強調して表示する必要は無いと思いますが、任意で表示する場合は消費者に正しい情報が伝わるように表示すべきと考えます。

表示する場合は、0%(検出限界以下)の区分、0%超~5%の区分が消費者に分かりやすく表示されなければなりませんので、下記の表示案を提案します。

0%(検出限界以下)の区分: 遺伝子組換えではない

0%超~5%の区分: 遺伝子組換え原料の混入5%以下

以上